２０１７ダンスウィーク「ダンスの日」実施要項

１．趣　旨

ボールルームダンスを広く国民に浸透させ、生涯スポーツ及び国民文化として根付かせるために「ダンスの日」を制定し、広範にわたる国民の老若男女に「いつでも、どこでも、誰とでも、いつまでも」楽しめるダンスを体験する機会を提供する。
また、ダンス愛好者を通して裾野を拡げ、地域におけるダンス文化の活性化及び住民の健康増進を図るとともに、ボールルームダンスの普及啓発を目的とする。

２．主　催

公益財団法人日本ボールルームダンス連盟（ＪＢＤＦ）

３．「ダンスの日」について

明治１６年（１８８３年）１１月２９日に「鹿鳴館」が開館され、舞踏会が行われた。
本連盟は、日本におけるボールルームダンスの歴史を象徴するこの日を２００４年に「ダンスの日」と制定した。

４．実施団体・教室

ＪＢＤＦ広域加盟団体、ＪＢＤＦ都道府県連盟（プロダンスインストラクター協会・アスリート協会・地域協会）、ＪＢＤＦ認定教室

５．実施方法

実施団体及び教室が単独または合同で実施することとし、実施計画書及び実施報告書を下記のとおり提出する。

（１）広域加盟団体が実施する場合は、実施前に「実施計画書（広域団体用）」、実施後に「実施報告書（広域団体用）」に必要事項を記載し、ＪＢＤＦ本部に提出する。
（２）都道府県連盟（ＰＤＩ協会・アスリート協会・地域協会）の団体が実施する場合は、実施前に「実施計画書（団体用）」、実施後に「実施報告書（団体用）」に必要事項を記載し、都道府県連盟会長を通して、ＪＢＤＦ本部に提出する。
（３）認定教室が実施する場合は、実施前に「実施計画書（認定教室用）」、実施後に「実施報告書（認定教室用）」に必要事項を記載し、ＪＢＤＦ本部に提出する。

６．会　場

実施団体及び教室が各々定めることとする。

７．実施期日

平成２７年１１月２９日（日）を挟んで一週間前後位の間に実施することが望ましいが、実施者側の企画により実施日を定めることとする。

（１）１日あるいは２日間の実施も可能とする。
（２）１１月２９日を挟んで前後２週間を通しで実施することも可能とする。
（３）実施者側の実情に応じて１０月あるいは１２月及びそれ以外の月の実施でも「ダンスの日」に位置付けた場合は可能とする。

８．実施内容・実施時間及び対象人数

実施団体及び教室が各々定めることとする。

９．参加対象者

初心者及びダンス愛好者で、老若男女（子どもから大人）までの国内在住者の不特定多数の者を対象とする。

10．参加費

参加者の参加費は、有料あるいは無料どちらでも可とする。

11．広　報

（１）実施団体及び教室ごとに広報を展開する。

（２）ポスター及びリーフレットについては、ＪＢＤＦホームページの「ダンスの日」に掲出してあるデータ（http://www.jbdf.or.jp/event/dance.html）を活用することとする。ポスターについては、（Ａ）・（Ｂ）の２種類あるが、どちらを使用してもよい。なお、作成は実施者が行い、ポスターの空白部に日時、場所、主催・後援、参加費、内容、問合せ先等を明記のうえ広報する。

12．経　費

（１）実施者の負担とする。

ただし、実施団体（広域加盟団体及び都道府県連盟）が会場を借り上げて実施する場合は、会場使用料の一部として１５，０００円を上限に、実施団体の申請に基づき、ＪＢＤＦ本部が負担する。

（２）会場使用料を申請する場合は、「会場使用料申請書」に必要事項を記入し、会場使用料の**領収書の原本**と開催要項を添付して、「実施報告書」と共にそれぞれの手順で、ＪＢＤＦ本部に提出する。

（注）地域協会支援事業に位置づけて実施する場合は、「ダンスの日」としての負担金は受けられませんので、予めご了承ください。

また、同一団体が複数の会場で実施しても、１５，０００円を上限とします。例えば、３会場で実施した場合は、１５，０００円÷３会場＝１会場５，０００円を負担します。

なお、会場使用料金が上限額に満たない場合は、会場使用料金の実費額の負担となります。

以上